

職 員 へ

村 長 小田切 康 彦

## 平成 28 年度当初予算編成方針

日本経済は、安倍晋三内閣による経済政策「アベノミクス」効果により、消費税率引き上げの影響をうけつつも、緩やかではあるが回復基調を持続しています。しかし、地方においてはその実感を受けるまでには至っていません。

内閣府が発表した10月の月例経済報告によると、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。こうしたなかで、金融資本市場の変動が長期化した場合の影響に留意する必要がある。」と指摘しています。

政府は、平成 28 年度予算の概算要求について、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」で示された「経済・財政再生計画」の初年度の予算であり、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、阿部内閣のこれまでの歳出改革の取組を強化し、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。そして、地方財政措置について、社会保障制度改革の推進やまち・ひと・しごと創生の新型交付金制度の確立にむけ、適切に対応することとされています。

また、社会保障と税の一体改革に基づく、消費税率の 2 段階引き上げ（10%）については、平成 29 年 4 月実施にむけて準備がされていますが、家計を始め地方自治体に与える影響は大きく、今後の国の動向等を注視する必要があります。

村の財政状況は、平成 26 年度決算における実質収支及び単年度収支は黒字となり、財政健全化を示す指標である実質公債費比率は 14.8%（前年度比 0.4%減）、将来負担比率は 70.6%（前年度比 8.9%減）で、いずれも前年度と比べ改善していますが、依然として県平均（実質公債費比率 7.2%、将来負担比率 11.2%）を大幅に上回る状況です。近年の起債抑制により将来的には改善していく見通しではありますが、この先 2 年程はほぼ横ばいであると予想され、県下ワーストワンに迫る危機的状況に変わりはありません。

来年度の財政見通しについては、緩やかな景気回復基調が伝えられているものの、地方においては住民税が若干伸びる程度であり、地方交付税等については、国の概算要求額で 2.0%の減額となっており、一般財源の確保については厳しい状況が予想されます。また、地方創生の新型交付金については、2014 年度補正予算に計上された地方創生先行型交付金を 620 億円下回っており、宮田村まち・ひと・しごと創生総合戦略を進めるための財源確保も必要となります。

このような状況下で平成 27 年度予算編成作業を進めていくこととなりますが、人口減少を食い

止め村の活性化をはかる地方創生を成し遂げるための総合戦略を推進するため、重点施策に沿った予算編成に努めていくとともに、第5次総合計画の基本計画と整合を図り、実施計画に基づいた予算編成の取り組みをお願いします。

## ◎ 平成28年度 重点施策

### ■ 地方創生総合戦略の推進にむけた各施策に集中して取り組み、特に人口減対策を最優先課題とする

- ◇ 活力みなぎる宮田村づくり ～ 産業の共生による産業振興
- ◇ 子育て支援日本一をめざす ～ 子どもが輝く村づくり
- ◇ 福祉の推進 ～ 様々な立場の方々に温かさを届ける村づくり
- ◇ 安心・安全な心安らぐ村づくり ～ 防災対策の推進と安全な地域づくり
- ◇ 女性の知恵と力を村政に活かす ～ 女性の皆様の声を村政に

#### 1 基本とする事項

- (1) 実施計画をベースとした枠配分方式の予算編成とします。別紙枠組み表の「項」ごとに配分額に収まるようにしてください。やむを得ず「項」内で枠に収まらない場合は「款」の中で調整してください。
- (2) 主要事業は実施計画ヒアリングにおいて調整済みのため、特別配分枠は設定しません。
- (3) 枠内に収まる場合であっても、すべての事務事業について徹底的な見直しを行い、無駄を排除してください。
- (4) 実施計画ヒアリング以降において計画される新規事業は、事前に理事者に説明し、了承を得たものを予算計上してください。
- (5) 上伊那広域連合負担金など外部団体の計画や人件費などの他、特別な要因により予算要求額の集計において財源不足が生じた場合は、査定において調整します。
- (6) 「事務事業評価」結果を予算に適正に反映させてください。
- (7) 第5次総合計画との整合性を図るとともに、宮田村まち・ひと・しごと創生総合戦略を集中的に推進させ、目標達成に向け事業の推進を行なってください。
- (8) エコアクション21、9S活動の更なる取り組みを推進します。
- (9) 障がい者就労施設等からの物品等調達方針に基づき、物品及び役務の調達を推進します。
- (10) 財政健全化に向け、起債発行は財政計画に基づいた範囲内に抑制します。また、土地開発公社の経営改善に向けた取り組みを進めます。

#### 2 歳入に関する事項

- (1) 村税収入は、村の基幹となる歳入であり財源確保と税負担の公平性の観点から課税客体の確実な補足に努めるとともに、収納率の向上に努めてください。
- (2) 国の予算編成方法の見直しにより、地方財政対策、国庫補助事業の取扱いなどの変更等が予想されます。関係機関との連携を密にし情報収集を積極的に行い、財源確保に努めるとともに、制度変更など明らかになった場合には見直しを行うなど、随時対応してください。

### 3 歳出に関する事項

- (1) 各区からの要望事項について精査検討のうえ、適切に予算計上してください。なお、実施計画作成後に要望書が提出されていることから、計画にないものを計上する場合は、組み替え等により配分枠内に収めることを基本にします。
- (2) 特別職等の報酬は、理事者及び委員等については27年度現行額で計上してください。報酬額について変更のある場合は後日連絡します。
- (3) 賃金は現行単価で計上してください。職員給については平成27年度第1号補正後予算額を計上し、確定後修正することとします。(実施計画における額)
- (4) 毎年、年度末に不用額が生じている事業については、決算内容を精査することにより適正な予算編成を行なってください。
- (5) 電気料負担が増大していますので、実績を精査し予算計上するとともに、日常の節約を徹底してください。
- (6) 今年度より「07 賃金」に計上している、各種委員や区役員の報酬(会議日当など)は「08 報償費」へ計上してください。
- (7) その他予算計上に係る統一単価等は、ファイルサーバーの共有フォルダ内に予算作成資料としてアップしお知らせします。

### 4 特別会計・公営企業会計について

一般会計に準じて節減を図り、財政健全化に努めてください。また、会計設定の目的に鑑み、独立採算制を基本とし、安易に一般会計に依存することのないように留意してください。

### 5 提出(入力)期限 平成27年12月 4日(金)

※ 村議会選挙が予定されていることから、3月定例会が例年より1週間程度早くなることからスケジュールを早めています。

### 6 作成・提出書類

- (1) 歳出予算・歳入予算要求書(予算編成システムにより入力)
- (2) 款項別集計表の「H28 要求」欄に事務事業ごとの要求額を入力してください。  
\* (1)(2)について印刷は管理財政係で一括して行ないます。紙ベースでの提出は不要です。
- (3) 補助金等交付している団体における決算書(電子データ又は紙ベース)

### 7 予算査定の日程(予定)

- (1) 第1次(副村長)査定 平成27年12月21日から
- (2) 第2次(村長)査定 平成28年 1月25日から